

神務発第580号

平成23年4月20日

本 部 各 部 長
警 察 学 校 長
市 警 察 部 長
方 面 本 部 長 殿
組 織 犯 罪 対 策 本 部 長
運 転 免 許 本 部 長
各 所 属 長

警 察 本 部 長

警察改革精神の持続的な継承について（通達）

警察改革については、平成12年8月に国家公安委員会・警察庁が策定した「警察改革要綱」等に基づき、国民の警察に対する信頼と治安の回復のために、全国警察が一丸となって、各種施策に取り組んできたところであり、中でも、本県警察は、警察改革の発端となった一連の非違事案を発生させたことに鑑み、改革を成し遂げる先駆者となるべく、全ての職員が心を一つにして、全力で諸施策を推進してきたところである。

このような中、平成22年9月、国家公安委員会・警察庁は、警察改革として掲げた施策は着実な成果を上げており、改革はおおむね所期の目的を達成したと評価し、今後は、「警察改革精神」の具現化である個々の施策については、日常的に推進する施策の中で、更なる定着化・深化を図ることを指向していくこととした。

これを受け、本県警察は、平成12年から平成22年までの間における警察改革の推進状況について取りまとめた上、本県公安委員会に報告したところであるが、信頼と治安の回復に向けて一定の成果を挙げるに至っているものの、いまだに職員による非違事案は後を絶たない現状を踏まえ、「警察改革精神」の持続的な継承が必要であることを改めて認識したところである。

そこで各所属長は、警察改革として取り組んできた各施策について、更なる定着化・深化を図る必要があることを踏まえ、所属職員に対して警察改革に関する教養を徹底するなど、「警察改革精神」を途絶えさせることがないよう努められたい。また、「警察改革要綱」策定後に採用された職員に対する教養については、特段の配慮をされたい。

記

1 本県公安委員会への報告

(1) 報告年月日

平成23年4月13日（水）

(2) 報告概要

別添1「公安委員会個別報告資料」のとおり

(3) 公安委員会委員発言要旨

「警察改革に盛り込まれた施策を定着化・深化させていくためには、決して卑屈になる必要はないが、その発端となった神奈川県警察における非違事案の全貌を職員に再認識させる必要がある。その上で、これまで先駆的なあらゆる施策を講じてきた結果として、現在のあるべき姿になったということをしっかり教養してほしい。特に、若い警察官には確実に継承してほしい。」

2 教養の実施

(1) 実施時期

東日本大震災への対応等、業務多忙な最中ではあるが、全国警察が総力を挙げて被災者の救援、復興等のための諸対策に取り組んでいる現下こそ、警察改革精神を肝に銘ずる必要があることから、平成23年6月末日までには実施すること。

(2) 実施方法

次のとおり、教養実施方法を例示するので、前記1(3)の公安委員会委員発言要旨及び別添2「警察改革の推進状況～神奈川県警察における取組みと今後の方針～」を参考とし、所属の実情に応じて実効ある方法で実施すること。

ア 所属長自らによる教養の実施

招集日、幹部会議、地域警察の配置時教養等を活用し、自己の経験や事例を踏まえた講話等を行う。

イ 倫理研修班活動のテーマとして設定

別添1及び別添2を活用し、倫理研修班活動のテーマとして「警察改革を踏まえ将来の神奈川県警察はどうあるべきか」など、建設的な討議を行わせる。

ウ 教養課倫理教養支援班の活用

幹部会議や倫理研修班活動等のあらゆる機会を捉えて、教養課倫理教養支援班の巡回教養を要請する。

エ 体験談の発表

招集日等を活用し、警察改革に関連して第一線の警察活動において苦慮した事項、印象に残っている事項等を発表させる。

オ 感想文の作成

平成13年以降に採用された職員を対象に、警察改革に関する感想文を作成、発表させる。

カ 部外講師講演の実施

部外講師による警察改革を題材とした「倫理講話」を実施する。

キ 教養課教育参与の活用

教養課教育参与を積極的に活用し、「警察改革」を題材とした講話を依頼する。

ク 監察官室員による「出前型教養」の活用

招集日、幹部会議等に監察官室予防監察係員を招致し、警察改革に関連した非違事案防止教養を実施する。

(3) 教養実施結果の報告

各所属長は、教養実施結果について、教養実施後速やかに適宜の様式により、警察

本部長（警務部警務課長経由）に報告すること。

3 その他

本県警察における警察改革の推進状況の詳細については、「警察改革の推進状況～10年間の総合評価～」として取りまとめ、後日送付することから、参考とされたい。